健生食輸発1124第１号
令 和 ８ 年11月24日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
（ 公 印 省 略 ）

食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令の実施について
（ベトナム産食品の総アフラトキシン）

標記については、令和８年３月 31 日付け健生食輸発 0331 第１号（最終改正：令和８年 11 月 13 日付け健生食輸発 1113 第１号）により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令の結果、OLAM INTERNATIONAL LTD.及びOLAM VIETNAM FOOD PROCESSING COMPANY LIMITEDの製造したアーモンド及びくるみを含むベトナム産食品からアフラトキシンが検出されたことから、別途指示する製造業者として同通知の別添２の１の別表３に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。